

第6回 会社法制に関する研究会

日時：令和5年8月31日（木）10:00～12:05

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事要旨

1 法人の実質的支配者情報に関する FATF 勧告への対応

- マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組みである FATF（金融活動作業部会）の勧告24「法人の透明性及び実質的支配者」においては、各国に対し、法人の透明性を向上させ、法人の悪用を防止する観点から、法人の実質的支配者情報（Beneficial Ownership Information; BO 情報）を把握・管理する制度の構築が求められている。そして、2022年3月に改訂された勧告24（今後開始される各国の第5次審査から適用）においては、勧告事項が厳格化され、捜査当局によって法人の実質的支配者をタイムリーに特定するためのメカニズムとして、①法人に対して自身の BO 情報の取得・保持を義務化すること（カンパニアプローチ）、及び②公的機関による BO 情報の保持又はその代替的メカニズムを義務化すること（レジストリーアプローチ）のいずれも確保することが新たに求められることとなった。日本においてもこれにどのように対応していくかは、将来的な検討課題であると認識している。
- カンパニアプローチ及びレジストリーアプローチの実現のための法制としては様々な形が考えられ、各国法制上も一様ではないようであるが、例えば、民事基本法制である我が国の会社法を根拠法として、「BO 情報の取得」という公法上の義務を創設することは考えられるのか、それとも会社法改正以外の方策（犯収法の改正や新法の制定等）を検討していくべきかどうか。
- 会社法は、営利社団法人という性質を有する会社を取り巻く利害関係者間の利害調整を目的とする私法であると考えられ、利害関係者には、株主、債権者等のほか、会社が経済社会において重要な役割を果たすことに鑑みて、国家機関（裁判所）が公権的役割を果たす場面が会社法に規律されている。しかしながら、基本的に会社法は私的自治に委ねられており、例外的に裁判所による規制が規定されているものであり、実質的支配者の把握を会社の義務、職務として、公法上の義務を及ぼすことは、会社法の目的からは逸脱するような印象を受ける。
- 法人形態横断的に公法上の義務を包括的に課すのであれば犯収法など会社法以外の方策によるべきであろう。その上で、名宛て人となる各法人形態が自身の実質的支配者を把握するための手段について、制度的な手当てするという限度では別途検討の余地はあるかもしれない。会社は社会的存在で社会の要請で認められる範囲において活動できるものであるため、本体の法律を整備する中で、私法上の権利

義務関係に関わる範囲に限って、会社法の中で公法上の目的に資する制度的な手段を設ける余地は否定されないであろう。例えば、会社法の罰則の規律を見ても、公法上の世界の規律が私法である会社法に全く入ってこないわけではない。

- 日本における「実質的支配者」の定義は犯収法施行規則という省令で定められているところであり、基本法たる会社法の制度設計がこれに依拠することについては、我が国の法体系上大きな問題もあるように思われる。また、会社法を根拠法とする場合には、会社法所定の会社以外の法人は対象とならず、他の法人についても対応をする場合には、それぞれの根拠法において制度を創設しなければならないという煩雑さもあるのではないか。そうであれば、やはり犯収法のなかで横断的な規制をすることが望ましいのではないか。
- あるべき姿としては、犯収法に全ての規律を置くことだと考える。なお、仮に会社法上に、実質株主確認制度が導入される場合には、それに付随してBO情報の把握制度としても副次的に活用できるようにすることであれば、あり得ない話ではないと思うが、BO情報の把握制度のみを独立して会社法の規律に入ることには非常に違和感がある。

2 バーチャルオンリー型の株主総会の検討

- バーチャルオンリー型の株主総会については、本研究会の第1回及び第3回において議論されたところではあるが、その際の議論を踏まえて、今回はより具体的な方向性の検討を行いたい。仮に、会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるとする場合、具体的な検討課題として、基本的な考え方（会議体としての株主総会の意義や役割）、適用対象の範囲や区分の要否、実施のための要件、デジタルデバイドの株主の利益確保に関する配慮、質問や動議等の取り扱い、通信障害が生じた場合の決議取消等のリスクに対する手当て等があげられるが、それぞれどのように考えるか。
- 基本的な考え方としては、リアル株主総会で認められている株主の権利は基本的に維持するということが出発点になると考えられる。
- 適用範囲については、会社法に定める全ての株式会社に認めてよいと思う。ただし、例えば取締役会非設置会社、特に閉鎖会社については、株主総会にリアルで出席する必要性が高い場合もあると思われるので、実際にバーチャルオンリー型株主総会を開催しようとした際に、1人でも株主から異議があった場合には、ハイブリット型バーチャル株主総会又はリアル株主総会を開催しなければならないといった、制度設計は必要であると思われる。少数株主へのリアル株主総会の開催請求権を認めることで、少数株主権の設定次第ではあるが、閉鎖会社においては、デジタルデバイス対策としても使える制度となろうかと思う。
- すべての会社にバーチャルオンリー型総会を認める場合には、すべての株主に議

決権行使の機会を保障するという観点から、基本的に書面投票制度を採用していることが考え方の基本になると思われる。書面投票制度を採用する会社は、参考書類を作る必要があるので、株主総会の透明性が確保されていることが前提であると考えられる。

- 実施の要件としては、通常の設定変更の手続によりバーチャルオンリー型の株主総会の導入を認めることが考えられるが、ドイツのように有効期限を設ける必要は必ずしもないと思われる。
- デジタルデバイドの株主の利益確保に関する配慮について、適用対象を全ての株式会社とするのであれば、産業競争力強化法と少なくとも同等又はより厳しいものを求めるということが考えられるが、まずは現状の産業競争力強化法による手当だが、実際にデジタルデバイドの問題への対応策としてどれだけ機能しているかの検証が必要になるかと思われる。また、例えば経過措置として、デジタルデバイドの株主に対して、株主総会を視聴できる場所を提供する方法は考えられる。
- 質問や動議の取扱いは、バーチャルオンリー型株主総会だけの問題ではなく、リアル株主総会においても生じる問題であるので、基本的には解釈論に委ねることでよいと考える。現状のリアル株主総会においても実務上の工夫がなされていると思うが、バーチャルオンリー型株主総会においてもバーチャルオンリー型特有のノウハウが形成されていくと思われ、今後の合理的な運営に任せていくしかないのではないかと思う。
- バーチャルオンリー型の株主総会に限られない話ではあるが、動議が提出されてしまうと株主総会が非常に不安定になるというのは、合理的ではないので、中長期的には検討が必要な重要なテーマであると思う。
- 通信障害が生じた場合の決議取消リスクへの対応策としては、ドイツの会社法にもあるようなセーフハーバールールを導入すべきであると思う。
- 株主総会の様子がきちんと配信されているということの監視をどのように行っていくか等の論点は別途あると思うが、法律に何か規定すればうまくいくというものでもなく、技術やノウハウの蓄積による業界全体の発展に委ねるしかないのではないかと思う。
- 映像の配信については、リアルの株主総会で認められている株主の権利を基本的に維持するという観点からは、必要と解することが基本的なスタンスになるように思う。上場会社などを念頭に置くと、取締役の顔や話し方、仕草、取締役間のある種チーム全体を見たいというニーズはあると思うので、映像の配信はあった方がいい。一方で、小規模閉鎖的な会社であれば、株主は取締役の顔をよく知っているもので、必ずしも映像はなくとも音声だけでも問題ないかと思う。
- 上場会社については、コーポレートガバナンス・コード等に音声だけでなくできるだけ映像も配信することが望ましいと記載するような方法も考えられるかと思う。

会社法上は、リアルタイムに配信されていることが大事であり、その場合音声のみの配信でも良いのではないかと思う。

3 株主総会関連法制の見直しの今後の進め方

- 本研究会では、株主総会関連法制の見直しに関して、デジタル化の促進を中心として、バーチャルオンリー型株主総会制度以外に、議決権行使の方法に関する規律の見直し、電磁的方法による株主総会の招集の通知に関する規律の見直し、電子提供措置制度における書面交付制度の見直し、株主総会の決議の省略の要件の見直し等について議論が行われてきた。(株主総会の決議の省略の要件の見直しは第2回、その他は第1回及び第4回研究会にて議論。)
- 仮に今後の会社法改正を考えた場合に、株主総会関連法制の見直しの今後の進め方(優先順位等)をどのように考えるか。
- 1,000人以上の議決権を行使できる株主がいる場合に書面投票を強制している規律を、電子投票と書面投票の選択制に変更することは、今後バーチャル株主総会の採用が進んでいくと、株主が電子的にアクセスしていくことが進んでいくと思われるので、比較的短い期間で検討ができるように思う。
- バーチャルオンリー型株主総会を会社法で導入すると、合わせて電子投票の普及も進むと思われるので、両者はセットで整理してもいいのではないか。
- メールアドレスを株主名簿の記載事項とし、メールアドレスを届け出た株主については、基本的に招集通知もその他通知もメールにて行うという制度は、比較的短い期間で制度化しやすいと思われる。振替法の対応も必要となるが、諸外国では既に会社がメールアドレスを収集することが既に行われており、比較法的な検討を踏まえて、進められるのではないかと思う。
- メールアドレス以外の連絡手段も広がっているなかで、メールアドレスが今後どのくらい連絡手段として有効な手段であるかは議論が必要である。メールアドレスが他の連絡手段よりも望ましいという形で制度を作っていくのか、株主に対して何らかの形で電子的なアプローチができるような宛先を確保するような制度とするのか、到達擬制がどこまで働くかということも含めて検討する必要があると思う。
- 書面交付請求制度の見直しについては、制度導入からあまり時間も経っていないので、継続的に検討は必要であるが、まずは、実務の運用を観察する必要があると思う。
- バーチャルオンリー型の株主総会は、制度ができたうえで実務の積み重ねがないと円滑な運用がなされていないと思われるので、比較的早めに制度自体を作ることも考えられる。
- バーチャルオンリー型株主総会は、本日議論したとおり、論点が多くあるので、

中長期的に検討が必要であると思う。株主総会の決議要件の見直しも同様に、論点が相応にあるので、中長期的な検討が必要であると思う。

- その他の論点として、勧告的決議についても、株主提案権の対象とするという点も株主提案制度の将来を考えたときに、検討事項としてあげられるかと思う。その場合、包括的な株主提案が多数提出される可能性もあるので、同時に定款で株主提案権の行使要件の引き上げを認めることもセットで検討が必要であると思う。

以上